

港区立公衆浴場ふれあいの湯の管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と港区浴場組合（以下「乙」という。）は、令和4年4月1日付けで締結した「港区立公衆浴場ふれあいの湯の管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第52条の規定に基づき、原協定の一部変更について、次のとおり協定を締結し、令和7年4月1日から適用する。

1 自主事業について、原協定へ次のように追加する。

第7章 自主事業

（自主事業）

- 第32条の2 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任及び費用負担において、自主事業を実施することができる。
- 2 乙は、自主事業を実施する場合には、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承認を受けるものとし、必要に応じて甲乙協議する。
- 3 甲は、乙が自主事業を実施するに当たって、別途自主事業の実施条件等を定めることができる。
- 4 乙は、乙が実施した自主事業の収支を明らかにした書類を、毎月終了後、翌月の10日までに甲に提出しなければならない。

2 1の追加に伴い、原協定の章番号の繰下げを行う。

本変更協定の締結に証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年3月24日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港 区 長 清 家 愛 印

乙 港区南青山三丁目12番3号
港区浴場組合
代表業務執行組合員 大 倉 正 敬 印